

政令第 号

自動車登録令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六条第一項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「まつ消した」を「抹消した」に改め、同条第四項中「、現在記録ファイル」を「、自動車登録ファイル」に、
「副現在記録ファイル」を「副自動車登録ファイル」に改める。

第三十六条の二第一項中「、現在記録ファイル」を「、自動車登録ファイル」に、「副現在記録ファイル」を「副自動車登録ファイル」に改め、同条第二項中「副現在記録ファイル」を「副自動車登録ファイル」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により登録の回復をするまでの間における自動車に関する登録は、副自動車登録ファイルを行う。この場合においては、副自動車登録ファイルを自動車登録ファイルとみなす。

附則

この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

理由

自動車の登録に関する事務の円滑な実施の確保を図るため、登録事項の記録が滅失した自動車登録ファイルの登録の回復をするまでの間における自動車の登録方法を定める等の必要があるからである。